

○天草市下田温泉センター条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日

規則第 155 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日規則第 59 号

令和 4 年 3 月 30 日規則第 13 号

(趣旨)

第1条 この規則は、天草市下田温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 220 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第 9 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は共催した行事等で天草市下田温泉センターを利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるとき。

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、下田温泉センター使用料減免申請書（別記様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(平 21 規則 59・一部改正)

(読替規定)

第3条 条例第 15 条第 1 項の規定により指定管理者に天草市下田温泉センターの管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条の見出し	使用料	利用料金
第 2 条第 1 項	第 9 条	第 18 条
	使用料	利用料金
第 2 条第 1 項第 2 号	市長	指定管理者
第 2 条第 2 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
別記様式	使用料	利用料金
	天草市長	指定管理者

(平 21 規則 59・追加)

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成21年規則第59号・旧第3条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の天草町下田温泉センター条例施行規則（平成17年天草町規則第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の天草市下田温泉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の天草市下田温泉センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

下田温泉センター使用料減免申請書

年 月 日

天草市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

天草市下田温泉センターの使用料の減額・免除について、下記のとおり承認くださいますよう申請します。

記

減額・免除 申請の理由					
団 体 名					
利 用 目 的 及 び 人 員	(人)				
利 用 施 設					
利 用 日 時	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
連 絡 責 任 者	電話番号() 局 番				
許 可 番 号	第	号	使 用 料 (申 請 前)	円	

上記承認申請について、次のとおり決定する。

- 1 免 除
- 2 減 額(減額後の使用料 円)
- 3 減額・免除しない

年 月 日

天草市長 印

様

別記様式（第2条関係）

（平21規則59・令4規則13・一部改正）